

河川事業における環境配慮事項のご案内

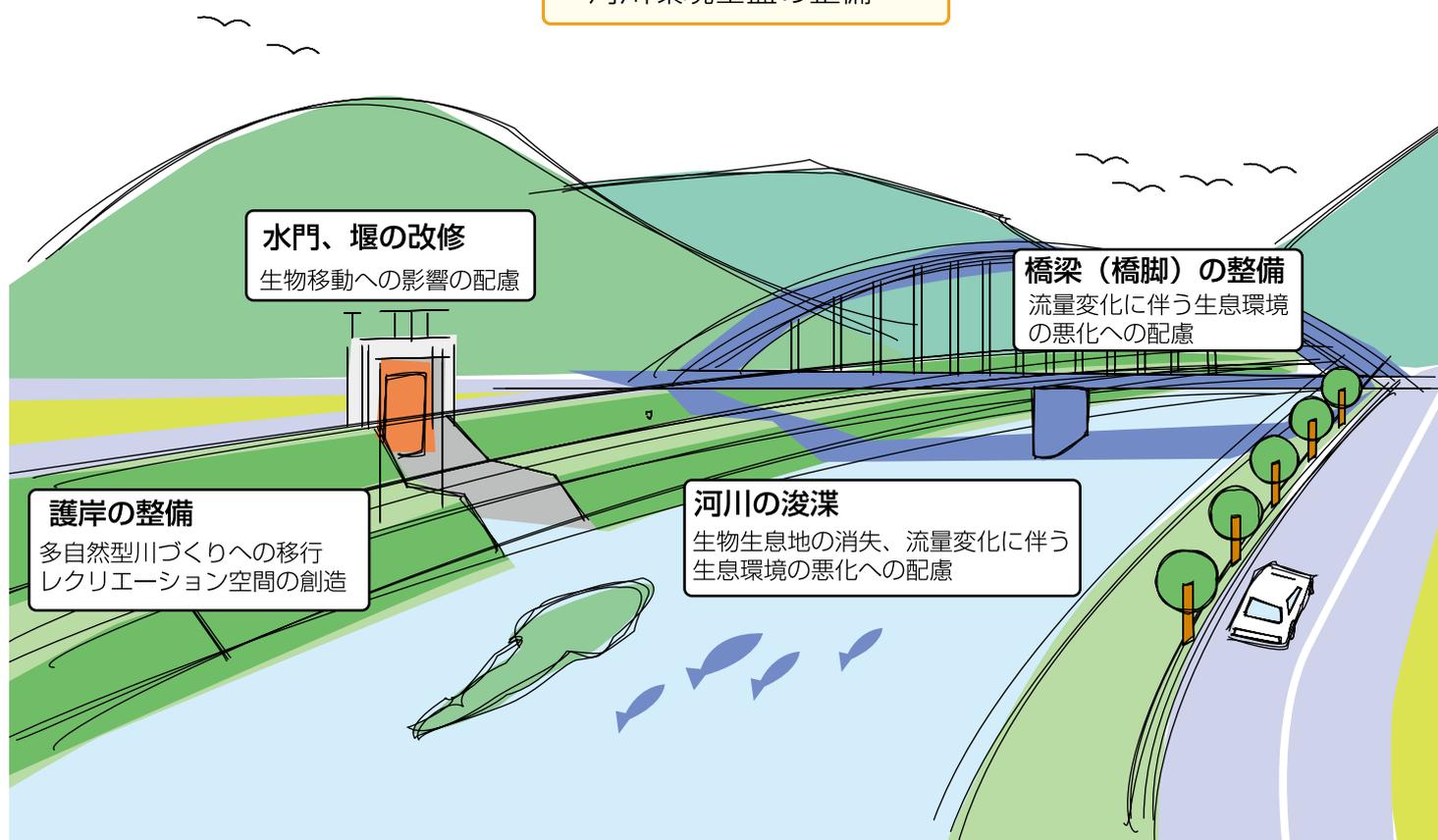
近年、大規模事業に対しては、法もしくは県条例による環境アセスメントの実施が義務付けられるなど、事業による環境への配慮が求められています。一方、アセスメント対象外の事業においても、地域住民の生活環境や事業区域周辺の自然環境に対する配慮が求められるようになり、これは今後さらに高まりをみせるものと考えられます。

当協会では、こうしたアセスメント対象外の事業においても、「環境に配慮した事業の推進に係る調査・検討業務」を実施しております。お気軽にご用命くださいますようお願い申し上げます。

【河川事業と環境配慮事項】

河川整備事業

治水、利水を目的とした
河川環境基盤の整備



水門、堰の改修

生物移動への影響の配慮

橋梁（橋脚）の整備

流量変化に伴う生息環境
の悪化への配慮

護岸の整備

多自然型川づくりへの移行
レクリエーション空間の創造

河川の浚渫

生物生息地の消失、流量変化に伴う
生息環境の悪化への配慮

【環境に配慮すべき事項の調査・検討のポイント】

調査内容 環境の要素	現況調査	解析・検討	備考
水文（河川流況）	現状の河川断面を改変する行為は全て流況を変化させるものとして調査。事業実施区域とその上流、下流までの水深、流速、流量の変化を、また河床の粒度等を調査。	川の瀬、淵の形態を考慮した現況データの整理・解析が必要。あくまでも水生生物の生息環境としての把握が重要	内水面漁業権を有した漁協への説明資料として有効
植物（水生植物）	河川の砂州で自然に生育した植物を対象に調査が必要。対象河川延長を踏査	意外に重要種が分布する事が多い。確認後は移植措置をメインに検討	上流域から種子が流出している可能性があり、その流出源を調査する必要性も要検討
植物（陸上植物）	河川堤防沿いの植生調査と重要な植物・植物群落の調査が必要	重要種の生育を確認した場合は移植を前提に検討。 早期緑化と現状復元のための対策検討。	移植候補地の調査並びに事後の生育調査も必要
動物（陸上動物）	ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、昆虫類といった一般的な動物調査。できるだけ四季を通した調査が望ましく、移動性を念頭に置いた調査が重要	連続的に植生が消滅することを受けて、動物の生息がどう変化するのかに着目した解析が重要。	沿道の植栽、小動物の移動経路の確保が最重要課題。この措置の必要性を力説できるデータの確保が重要。
動物（水生動物）	アユ等の漁業生物に関する調査が要求される。対象種の行動習性に応じた調査、またその餌生物である付着藻類の調査が必要	上記の河川流況と合わせた解析で、生息環境と生物との関わりが見出せれば十分。	内水面漁業権を有した漁協への説明資料として有効。
レクリエーション	川に係るレクリエーション活動等を把握するための調査が必要	新たなレクリエーション活動の創造の観点から、現状及び将来を分析。護岸整備計画にあたり、市民が利用しやすい形状の護岸整備を検討、提案。	市民のニーズに対応した河川計画に反映できるメリットを強調
景観	事業実施区域の現状における景観的価値が評価できるような調査が望ましい	護岸の構造や材料は景観にできるモニター解析が望ましいモニター解析が望ましい	構造デザイン検討の過程で要求されるため、事業の構想・計画段階からの関わりが必要。



一般財団法人

九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台1-10-1

TEL 092-662-0410(代表) 092-662-0446(自然環境課)

FAX 092-662-0411(代表) 092-662-0424(自然環境課)

e-mail:syougai@keea.or.jp http://www.keea.or.jp

調査・検討関係

環境部 自然環境課

料金・見積関係

総務部 渉外課